

○ 福祉事業等の取扱いについて（昭和61年2月13日消基発第92号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1 福祉事業の取扱いについて</p> <p>7 奨学援護金の支給</p> <p>(1) 支給対象</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 福祉規程第10条第1項第1号の「これらに準ずる施設における教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものとして理事長が定めるもの」は、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人が設置する施設（学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校を除く。）において実施される職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう実施される教育訓練等（普通職業訓練に準ずるものに限る。）とする。</u></p> <p>なお、「普通職業訓練に準ずるもの」とは、職業能力開</p>	<p>第1 福祉事業の取扱いについて</p> <p>7 奨学援護金の支給</p> <p>(1) 支給対象</p> <p>ア (略)</p>

改正案	現 行
<p><u>発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第10条第1号、第4号及び第5号ただし書に規定する訓練の対象者、訓練期間及び訓練時間を充たすものとする。ただし、同規則第10条第1号に該当しない場合であっても、同条第4号及び第5号ただし書に該当する場合にあっては、当該教育訓練等につき中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象としているものとみなし、「普通職業訓練に準ずるもの」に該当するものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>ウ （略）</p> <p>(2) 支給額</p> <p>在学者等で、同時に、学校、専修学校、公共職業能力開発施設、<u>職業能力開発総合大学校又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設</u>の2以上に在学又は在校しているもの等に係る奨学援護金の額は、福祉規程第10条第2項各号に掲げる額のうちいずれか有利な額とする。</p> <p>(3) 支給期間等</p> <p>イ 福祉規程第10条第7項の「在学者等について奨学援護金を支給することが適当でない事情」とは、停学の処分を受けて登校を禁じられている場合又は休学のため学資等の支弁を必要としない場合等のほか、学校教育法に定める修業</p>	<p>イ （略）</p> <p>(2) 支給額</p> <p>在学者等で、同時に、学校、専修学校、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校_____の2以上に在学又は在校しているもの等に係る奨学援護金の額は、福祉規程第10条第2項各号に掲げる額のうちいずれか有利な額とする。</p> <p>(3) 支給期間等</p> <p>イ 福祉規程第10条第6項の「在学者等について奨学援護金を支給することが適当でない事情」とは、停学の処分を受けて登校を禁じられている場合又は休学のため学資等の支弁を必要としない場合等のほか、学校教育法に定める修業</p>

改正案	現 行
<p>年限（専修学校にあつては各専修学校が定める課程ごとの修業年限をいう。）、職業能力開発促進法<u>施行規則</u> _____ に定める訓練期間又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において実施される教育訓練等としてあらかじめ示された期間（当該期間として1年以上のものに限る。）を超えるに至った場合（特別の事情がある場合を除く。）が該当する。</p> <p>なお、留年については、原則として、「在学者等について奨学援護金を支給することが<u>適当でない</u> _____ 事情」には該当しないものとして取り扱って差し支えないものである。</p> <p>(4) 申請手続等</p> <p>ア 福祉規程第29条第1項第7号に規定する別記基金様式第12号の〔注意事項〕4の(1)の「在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在在を証明する書類」は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる<u>書類、公共職業能力開発施設等に準ずる施設において教育訓練等を受ける者にあつては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類</u></p>	<p>年限（専修学校にあつては各専修学校が定める課程ごとの修業年限をいう。）又は職業能力開発促進法<u>施行規則（昭和44年労働省令第24号）</u> _____ に定める訓練期間 _____</p> <p>_____ を超えるに至った場合（特別の事情がある場合を除く。）が該当する。</p> <p>なお、留年については、原則として、「在学者等について奨学援護金を支給することが<u>適当でない</u>と認める事情」には該当しないものとして取り扱って差し支えないものである。</p> <p>(4) 申請手続等</p> <p>ア 福祉規程第29条第1項第7号に規定する別記基金様式第12号の〔注意事項〕4の(1)の「在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在在を証明する書類」は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる<u>もの</u></p>

改正案	現 行
<p>とする。</p> <p>なお、別記基金様式第12号の〔注意事項〕4の(1)から(4)までに掲げる書類で、請求書の提出前に既に基金に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないものである。</p> <p>ウ 福祉規程第31条に規定する別記基金様式第20号の〔注意事項〕3の(1)の「在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在籍を証明する書類」は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在籍者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる<u>書類、公共職業能力開発施設等に準ずる施設において教育訓練等を受ける者にあつては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類</u>とする。</p> <p>なお、支払請求書の様式等に関する規程（以下「様式規程」という。）第4条の2に規定する定期報告書に添付する書類と重複するものについては、添付する必要のないものである。</p>	<p>とする。</p> <p>なお、別記基金様式第12号の〔注意事項〕4の(1)から(4)までに掲げる書類で、請求書の提出前に既に基金に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないものである。</p> <p>ウ 福祉規程第31条に規定する別記基金様式第20号の〔注意事項〕3の(1)の「在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在籍を証明する書類」は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在籍者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる<u>もの</u></p> <hr/> <p>とする。</p> <p>なお、支払請求書の様式等に関する規程（以下「様式規程」という。）第4条の2に規定する定期報告書に添付する書類と重複するものについては、添付する必要のないものである。</p>